

平成25年10月18日

報道関係者 各位

島原市市長公室

平成25年8月23日からの大雨被害、9月2日に発生した突風等被害及び台風18号による大雨被害に係る災害救助法適用被災地への災害見舞金の送金について

標記の災害により、災害救助法が適用された被災自治体(1府2県の5自治体)に対し、本市の災害見舞金支出基準に基づき、下記により、島原市からの災害見舞金を送金しますので、お知らせします。

記

1 島原市からの災害見舞金の送金先と見舞金額

- (1)平成25年8月23日からの大雨被害 島根県江津市に対し、10万円
- (2)平成25年9月2日に発生した突風等被害 埼玉県越谷市及び松伏町に対し、各10万円
- (3)台風18号による大雨被害 埼玉県熊谷市及び京都府舞鶴市に対し、各10万円

合計 50万円

※各市の義援金取扱口座へ平成25年10月21日 送金



有明海にひらく湧水あふれる
火山と歴史の田園都市 島原

担当：政策企画グループ

秘書広報班 高原

電話：0957-63-1111（内線 127）

E-mail：m-takahara@city.shimabara.lg.jp